

飯田市土地利用基本方針（市都市計画マスタープラン）の変更について

飯田市建設部地域計画課

1 趣旨

平成30年1月1日に土地利用基本方針に位置付けた「飯田都市計画道路の見直し方針」に基づき、都市計画道路の変更を進めてきたところです。今回新たに飯田南道路を都市の骨格として明確化するとともに、「長野県信州まちなかグリーンインフラ推進計画」と連携してグリーンインフラの導入推進を図るため、土地利用基本方針を変更します。このほか、必要な修正等を行います。

2 土地利用基本方針の変更の背景と内容

(1) 国道153号飯田南道路について

この道路は、都市計画法に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（県区域マスタープラン）において、都市構造の広域連携軸として位置付けられる重要な路線です。また土地利用基本方針においても、飯田市道路網構想の放射道路軸^{*}として内環状道路軸^{*}の連絡とともに、高規格道路の代替機能を担う重要な路線と位置付けています。

令和2年2月に国からバイパスによるルート帯の案が示されており、内環状道路と外環状道路軸^{*}との繋ぎ、広域道路ネットワークの一環をなすこの道路を市の都市構造の骨格として明確化します。

なお、国道153号飯田南道路の実現に向けては、国や県と連携してできるだけ早期に事業化されるよう市としても取り組んで参ります。

(2) グリーンインフラの導入推進について

「長野県信州まちなかグリーンインフラ推進計画」は、グリーンインフラ^{*}をまちづくりの有用な手段として捉え、まち全体にグリーンインフラを広げていくことを目的として、長野県が本年4月に策定しました。グリーンインフラの導入推進にあたっては、行政のみならず民間企業や市民の理解と協力が必要であり、県下4広域で人口規模が大きい長野市、松本市、上田市、飯田市の4市長と知事との共同宣言を行い、県と連携して持続可能な社会の構築とまちなかの魅力醸成を共に取り組みます。

※放射道路軸とは、圏域の一体化のため、圏域各自治体との連絡強化や、内環状道路軸と外環状道路軸を接続して内環状道路軸の連絡と共に高規格道路の代替機能を担うものです。

※内環状道路軸とは、市中心部へのアクセス性向上を担う道路軸です。

※外環状道路軸とは、定住自立圏（南信州広域圏）の環状機能を担う道路軸です。

※グリーンインフラとは、グリーンインフラストラクチャー（Green infrastructure）の略で、自然の持つ多機能性やしなやかな回復能力などの特性を賢く活用するインフラ整備・管理の新しい取組です。

- 3 土地利用基本方針の変更の箇所（詳細は別紙のとおり）
- (1) 第2編第3章第1節4. グリーンインフラの導入推進
 - (2) 第2編第4章第1節1. 都市計画道路
 - (3) 第2編第4章第1節4. 道路
 - (4) 資料編 資料—4 都市計画道路の見直し方針
 - (5) その他必要な修正等

4 主なスケジュール

- 7月29日 土地利用計画審議会・都市計画審議会 勉強会
- 8月10日～9月9日 パブリックコメント（1か月間）
- 8月10日 伊賀良地域協議会
- 9月3日 山本地域協議会
- 10月11日 土地利用計画審議会・都市計画審議会諮問・答申
- 10月22日 土地利用基本方針の変更